

## ○ 「市町の責務」の取扱いについて

### 1. 前提

- パブリックコメントにおいては、みえ森と緑の県民税や森林環境譲与税の状況を踏まえ、「市町の責務」を設けることに賛同的な意見（No. 19）があった一方、都道府県と市町の条例に優劣関係はない中、県の条例で「市町の責務」を定めることには市町の承諾を得る丁寧な手続が必要とする意見（No. 20）があった。
- 三重県町村会及び三重県市長会においては、「市町の責務」規定を設けることについて否定的な意見が強く、具体的には、「責務」という文言は県の横暴である」、「責務」という言葉は「責任」と「義務」を意味し、重く感じる」、「県と市町は対等であるのに、このような規定を置くことができるのか疑問である」、「新たな施策を策定しなければならないのかという懸念がある」、「内容が努力義務であるのに、内容に適した見出しとなっていない」といった趣旨の意見が出されている。
- なお、条例中間案の「市町の責務」の内容については、その主たる部分は「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」において既に市町村を含む地方公共団体の責務とされていることであり、今回の条例により市町に新たに過重な責務を課すものではないと考えられる。

#### （参考）

#### ○ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律

##### （地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。

### 2. 対応案

#### ① 条例中間案のまま（「市町の責務」）とする

- これまでの検討会で出された委員意見を重視し、「市町の責務」のままとするが、木材利用の推進において市町の役割が高まっている状況を踏まえ、県とともに市町にも木材利用の推進に取り組んでほしいという意図及び新たに過重な責務を課すものではないということを丁寧に説明する。
- パブリックコメントにおいて、「市町の責務」を設けることに肯定的な意見があったことにも整合する（No. 19）。
- パブリックコメントでの慎重な意見（No. 20）や、「市町の責務」を設けることに対する市町からの否定的意見が強いことに鑑みると、市町関係者が反発し、本条例が施行されても市町の協力が得られない事態も懸念される。
- 既存の県の政策的条例においては、「子どもを虐待から守る条例」のみが「市町の責務」を規定している。
- 他県の同様の18条例のうち、兵庫県の条例のみが「市町の責務」規定を設けている。

② 「市町の責務」を「市町の役割」に修正（本文はそのまま）

- ・市町からの否定的な意見等を考慮し、本文はそのままとしつつ、市町に求めるニュアンスが弱まるよう、見出しの「市町の責務」を「市町の役割」に修正する。
- ・関係事業者等や県民及び事業者が「責務」となっていることに対して、市町のみが「役割」というのは、バランスがよくないとも考えられる。
- ・本文の内容を変えないのであれば、市町の理解が十分には得られない可能性がある。
- ・既存の県の政策的条例においては、「みえ歯と口腔の健康づくり条例」など7条例が「市町の役割」を規定している。
- ・他県の同様の18条例のうち、福井県の条例のみが「市町の役割」規定を設けている。

③ 「市町の責務」を「市町の役割」に修正するとともに、第7条から第12条までの規定についても「責務」を「役割」に修正（本文はそのまま）

- ・市町からの否定的な意見等を考慮し、本文はそのままとしつつ、市町に求めるニュアンスが弱まるよう、見出しの「市町の責務」を「市町の役割」に修正し、さらに、他主体とのバランスも考慮し、県以外他主体に関する規定も全て見出しの「責務」を「役割」に修正する。
- ・本文の内容を変えないのであれば、市町の理解が十分には得られない可能性がある。
- ・内容が密接に関連する「三重の森林づくり条例」では、全ての主体について「責務」規定となっていることとの整合がとれなくなる。なお、今回の条例案と併せて「三重の森林づくり条例」の各主体の「責務」規定を「役割」規定に改正することは、これまで「責務」で問題なくやってきたことを踏まえると、説明が困難と考えられる。

④ 「市町の責務」を「市町の役割」に修正（本文も修正）

（修正イメージ）

（市町の役割）

第5条 市町は、木材利用の推進に重要な役割を有していることに鑑み、基本理念にのっとり、公共建築物等木材利用促進法第4条の規定を踏まえ、県と連携し、その地域の特性に応じて、木材利用の推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物において、木材利用に積極的に努めるものとする。

- ・市町からの否定的な意見等を考慮し、見出しの「市町の責務」を「市町の役割」に修正し、かつ、本文も「みえ歯と口腔の健康づくり条例」の「市町の役割」規定を参考に、「公共建築物等木材利用促進法」で規定されている「地方公共団体の責務」を再確認するものにとどまるような内容に修正する。

(参考)

○ みえ歯と口腔の健康づくり条例

(市町の役割)

第6条 市町は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する法律、健康増進法（平成十四年法律第百三号）、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）その他の歯と口腔の健康づくりに関する法令の規定に基づく施策を継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

- ・「公共建築物等木材利用促進法」で規定されている「地方公共団体の責務」を再確認するだけであれば、市町の理解が得やすいと考えられる。
- ・一方で、「公共建築物等木材利用促進法」で規定されている「地方公共団体の責務」を再確認するだけであれば、本条例で改めて「市町の役割」を規定する意義に乏しくなるとも考えられる。
- ・「公共建築物等木材利用促進法」で規定されている「地方公共団体の責務」には含まれていない「他主体との連携」や「公共建築物以外の工作物、物品等での積極的な木材利用」を規定しなくてもよいかという点を検討する必要がある。
- ・他の主体の「責務」規定とのバランスがよくないとも考えられる。

⑤ 「市町の責務」及び「市町に対する支援」を合わせ、「県と市町との協働」に修正（本文も修正）

(修正イメージ)

(県と市町との協働)

第5条 県は、市町が木材利用の推進に重要な役割を有していることに鑑み、市町に対し、県と協働して、その地域の特性に応じ、木材利用の推進に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する施策に協力すること並びに市町が整備する公共建築物等において木材利用に積極的に努めることを求めるものとする。

2 県は、市町が実施する木材利用の推進に関する施策の策定及び実施を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

- ・市町からの否定的な意見等を考慮するとともに、県と市町とが対等な関係にあることを重視し、「市町に対する支援」規定（第6条）と合わせ、あくまで県が主体となって市町に対して協働を求めるとともに、市町に対する支援を行うという「県と市町との協働」規定に修正する。
- ・条文の主体が県となり、市町に対して協働の依頼と支援を行うという規定となるので、市町の理解が得やすいと考えられる。
- ・他の主体が「責務」であることとのバランスの問題については、県が主体の規定なので、「責務」や「役割」とは性格の異なる規定であるとの説明が可能ではないかと考えられる。

- ・市町が主体の規定がなくなってしまう、これまでの検討会での議論とはそぐわないとも考えられる。
- ・既存の県の政策的条例においては、「三重県リサイクル製品利用推進条例」など 8 条例が「県と市町との協働」を規定している。
- ・他県の同様の 18 条例のうち、8 条例が、表現ぶりは異なるものの、市町（村）との連携や協働等に関する規定を設けている。

#### ⑥ 「市町の責務」を削除

- ・市町からの否定的な意見等を最大限考慮し、「市町の責務」規定を削り、「市町に対する支援」のみを規定する。
- ・市町に関する規定は支援規定のみとなるため、市町からの理解は最も得やすいと考えられる。
- ・木材利用の推進において市町の役割が高まっている状況を踏まえ、県とともに市町にも木材利用の推進に取り組んでほしいという意図から市町に関する規定を設けるべきだとするこれまでの検討会の議論には沿わないと考えられる。
- ・既存の県の政策的条例においては「市町」に関する規定のないものも少なくなく、議員提出条例では、「三重の森林づくり条例」など 6 条例が市町に関する規定を設けていない。
- ・他県の同様の 18 条例のうち、7 条例が市町（村）に対する支援（協力）に関する規定のみを設けている。